

事業者の皆さんへ

各種支援(補助金・貸付金)をご紹介します



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さんへ、村独自の支援やその他の支援についてご紹介します。

村独自の支援 資金繰りをサポート! 「中小企業信用保証料補助金」

県のパワーアップ融資を利用した事業者で、下の要件を満たした場合、自己負担分の信用保証料(県補助分の残額)を全額補助します。

要件▼村内に事務所がある中小企業者で▽村からセーフティネット保証4号認定・5号認定または、危機関連保証の認定を受けた▽4月1日から令和3年3月31日までに、茨城県パワーアップ融資を受けた(6月1日から令和3年1月31日までに当該融資を受けた事業者で、セーフティネット5号認定を受けた個人事業主かつ小規模事業者、またはセーフティネット4号認定・危機関連保証の認定を受けた中小企業者の場合は、茨城県新型コ

ロウイルス感染症対策融資を利用)▽村税に未納がない——の全てを満たす事業者

申し込み・問い合わせ▼令和3年3月31日(水)までに、郵送または産業政策課申請書受付ボックス投函^{とうかん}により、産業政策課商工担当(役場行政棟2階 〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1269)へ申し込みください。※申請書類など詳細は、お問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

ここがポイント!



県の補助と合わせると、信用保証料が実質0円に!

県と村の支援 新規開設!

「中小企業事業継続応援貸付金」

公的融資制度や民間金融機関から融資を受けられなかった中小企業者が、事業継続に必要な資金を無利子・無担保で借りることができます。

対象▼村内(県内)に事務所を有している中小企業者で▽令和元年12月末までに事業を開始し、継続予定▽令和2年中に令和元年同月比で、ひと月の売上が50パーセント以上減少している月がある▽公的融資制度や民間金融機関による融資を受けることができなかった▽県・村税に未納がない——の全てを満たす事業者

貸付額▼200万円/事業者(▽茨城県…4分の3、▽東海村…4分の1)

申し込み・問い合わせ▼令和3年2月26日(金)までに、東海村商工会(☎282-3238)へ申し込みください。※詳細は、お問い合わせください。

ここがポイント!



厳しい経営状況の中でも、必要な資金が調達できる!

村独自の支援 運営面からも!

「店舗等維持支援賃料等補助金」

村では、村内事業者の店舗等の維持を支援するため、令和2年2月から6月までの間で、ひと月でも売上が前年同月比20パーセント以上減少している事業者の賃料または光熱水費を補助します。

補助額▼▽賃料等…上限10万円/事業者(4・5月支払い分の2分の1の額)▽光熱水費…上限6万円/事業者(4・5月使用分の合計)

申し込み・問い合わせ▼7月31日(金)までに、郵送または産業政策課申請書受付ボックス投函^{とうかん}により、産業政策課商工担当(役場行政棟2階 〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1269)へ申し込みください。※対象要件等の詳細は、お問い合わせいただくか、「広報とうかい」(5月25日号)または村公式ホームページをご覧ください。

ここがポイント!



店舗のほか、事務所や工場も対象!



持ち帰りや宅配サービスの利用でお得に！ テイクアウト・デリバリーでの購入を推進

村では、住民の消費喚起を図るとともに、事業者が集団感染のリスクを低減しながら経営することを支援する「テイクアウト・デリバリー推進事業補助金」を実施しています。本事業を活用している飲食店では、テイクアウトまたはデリバリーで、通常より安い価格で商品を購入することができます。

村内の飲食店への応援はもちろん、家計への支援にもなりますので、この機会にぜひご利用ください。

対象店舗▼14店舗（5月28日現在、村公式ホームページで随時更新）

その他▼▽割引かれる商品や割引期間は、各店舗によって異なります。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。▽テイクアウトまたはデリバリーで購入したことを確認するため、購入時にサインが必要となります。

ちよっぴりお得に！お店の味が楽しめます

テイクアウトやデリバリーで商品を購入する場合、通常価格の2分の1（割引かれる額は500円/上限）で購入できます。

【例】

▽通常価格**600円** → 300円引き → 提供価格**300円**

▽通常価格**1,100円** → 500円引き → 提供価格**600円**

【問い合わせ】産業政策課観光担当（東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内（☎287-0855）

事業者の皆さんへ 各種申請は、お早めに！

要件や申請方法など詳細は、各担当窓口などへお問い合わせください。

給 付

■持続化給付金(国)

感染症拡大により、ひと月の売上げが前年同月と比べて50パーセント以上減少している事業者を対象に、最大200万円（個人事業主などは100万円）を支給します。令和3年1月15日（金）までに、申請してください。

☎持続化給付金事業コールセンター（☎0120-115-570）

■新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(県)

茨城県より休業要請があった業種で、ご協力いただいた事業者を対象に、協力金を支払います。早めに申請するようお願いいたします。

申請期限▼6月30日（火）（当日消印有効）

☎茨城県専用窓口（☎301-5375）

補助・助成

■雇用調整助成金(国)

中小企業で、従業員に対し休業や、教育訓練、

出向をさせた場合に、休業手当や賃金などの10分の8～10分の9を助成します。

☎雇用調整助成金コールセンター（☎0120-60-3999）

■新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金(県)

国から「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」を受けた場合に、上乗せ助成金を支給し、雇用の維持を支援します。

☎茨城県労働政策課雇用促進対策室（☎301-3645）

融 資（村から認定を受けた事業者向け）

■新型コロナウイルス感染症対策融資(県)

3,000万円までは、3年間無利子で信用保証料はかかりません。民間金融機関の保証付融資の借換が可能です。

☎取扱金融機関へお問い合わせください。

■パワーアップ融資(県)

3年間無利子で、信用保証料の5割を茨城県が補助します。

☎取扱金融機関へお問い合わせください。